

キチンと返してもら

残念! 違法でない学校数

知多地方でたった2校

(6月1日現在:知教労調べ)

愛知県では、

県教委が通知を長ら

県教委も各市

# 知教労ニュース

# 知多地方教職員労働組合(知教労)

〒475-0929 半田市仲田町1-18 Tel&Fax 0569-24-5216

//www.chikyoro.ikaduchi.com/ e-mail:chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

# 全ての職場に広げよう! 「勤務の割振簿」と「労働時間の記録」

の割振変更の記録簿」が整備され、 場で「勤務の割振簿」、正式には「勤務

そ

賃金はこんなに減らされて それでも黙って働くの? 4月の給与明細を見て愕然とした 労働時間の記録」で過労死予備軍を早期発見、

なっているのではないでしょうか。 間に及ぶ時間外勤務も日常茶飯事と なく教育に邁進しています。一日数時 れ教職員は、一人として手を抜くこと 声が職員室に広がったものの、われわ って年間平均40万円もの給与減額が %の賃金抑制(注・七月から変更)によ 教員は多いはず。愛知県が実施した4 え実となって迫りました。一部不満の

# 超過勤務は 現在知多地方では、5割を超える職 個別に返して当たり前

の対象です。 4時30分の休憩時間に掛かったなら 職の職務なのです。例えば職員会議が 更を教員ごとに個別に記録するのが 正規の時間と入れ替えて休むもので、 れた場合に、その分の労働時間を他の の多くで運用されています。 適正に勤務を割り振ることが管理 勤務の割振簿」であり、これに基づい これを「割振変更」と言います。その変 が、限定的に時間外労働を命じら 本来時間外労働が認められない教 それ以降の時間は勤務の割り振り 働き過ぎた分を 割振簿によって記録さ

教委も認めるこの当然の職務管理が ってしまいます。知教労は、組合員の 「5割の学校で行われている」というの の職務管理を行うよう校長に求めて いる職場全てにおいて、この当たり前 れている」ということです。どちらの は、逆に「5割の学校でなおざりにさ いく方針を強く打ち出しています。 学校に勤務するかで待遇は大きく違

# 教員の加重労働が 3年保存の公的記録に

もちました。

とが管理者に義務づけられました。 よう示されています。 て、学校の教員にもこれを適用する 業時刻を記録し、3年間保存するこ ての事業所において労働者の始業・終 そして文科省06年4・3通 労働安全衛生法の改正によって、全 たのが「労働時間の記録」です。05 割振簿とは異なった視点で始まつ 知によっ

どの異常な長時間労働を強いられて の健康を守ろうというのが、労安法 ており、こうした規定によって労働者 による面接指導を行うよう定められ が月間10時間を超えることも珍しく いる日本の労働者は、超過労働時間 ありません。労働時間の記録によっ の精神なのです 過労死や精神疾患が頻発するほ 80時間を超えた者には、産業医

く降ろさなかったた した8年4月から違 法状態が続いていま 法的効力が発生

労働軽減

!

知教労組合員のいる職場で続々実現!

勤務の割振簿.

(時間労働を根絶する両輪



# カン

# ら常滑市立青海中学校、 したが、この4月

知教労、郡校長会長との話し合い 労働時間の記録」の即時 6月から 知

地方校長会(横須賀小·若山栄一会 長)と、労働条件を巡っての話し合いを さる6月9日(火)、知教労は、 知多

若山会長 横須賀小校長)が、校長会での協議を約束

実施を要求

態を是正するよう求めました。 るとともに、異常な長時間労働の実 を早急に実施して違法状態を解消す 澤委員長は、職員の労働時間の記録 の整備について強調され、 本年度は、特に労働安全衛生体制 、知教労の岩

れに対して若山会長は、「校長会

と述べるに留まりました。しかし、 のところ(整備を進める)動きはない」 で(この問題について)学習したが、現在 ると明言した「記録」の実態調査を前 はこれを了承。県教委が近日実施す 月の市町校長会長会での協議について ることが求められると、若山会長も6 労から重ねて、郡校長会での議題とす ように進展していくのか、 校長会が主体となって事態がどの 今後注目さ 知教

を具体化することが期待されていま 単に「記録が存在する」ことを良しと の記録」が始まっています。これにより 多市立八幡中学校において「労働時間 厳然たる数字で明らかにし、その解消 長時間労働の実態を

# 北から南から ~~ 支部だより ~~

4月初めの職員会に出された持ち時間数の原案を見て、唖 然としてしまった。空き時間0!算数の授業を筆頭に体育、社 会、家庭科、総合、あらゆる授業がTT体制になっていて、その ほとんどの科目について担任がT1、かろうじて1科目だけ(もち ろん、時間数の少ない教科)担任以外の教師がT1を務めること になっていた。「空き時間というものは存在しない。」これがわが 校管理職の持論である。確かに休憩のための空き時間は存在 しないだろう。しかし、毎日、5時過ぎまで部活指導があり、単学 級ですべての学級事務を担任一人で行わなければならないわ が校では、授業のための準備や評価に要する時間は唯一その 空き時間になんとか保障されるのである。もちろんそれだけでは 足りないが…。

聞くところによると、昨年は空き時間6時間を確保することがで きた学校もあったという。同じ知多半島の小学校のことなのに、 外国の話を聞くようであった。そして、自分とほぼ同じ規模の学 校なのになぜこんな違いが?という怒りと疑問がわいてくる。

今、自分の職場では、ほとんどの担任が毎日7時過ぎまでの 超過勤務と休日出勤を余儀なくされている。行事と教科数の多 い高学年担任は8時、9時まで残っていることはざらである。「空 き時間など存在しない。」とひややかに言い切った管理職は5時 過ぎにはさっさと職場をあとにしている

行ったら、

授業変更になって

学習ということで交流学級に てあげた。」という返事。 お友達に

模様の描き方を教え

交流

ったんだわ。ぼく、

算数になったとのことです。

めました。 を描くことができたので、 A 君はすぐに両手で上手に円 をもたせ、 す▼教師の声 います。コンパスの学習で、 「また、 算数は支援学級で学習して 目から かけは、

の学習に意欲をもち、自信を のと信じていました。ところ えてあげることができたので 学級で困っている友だちに教 正しくはありませんが、通常 コンパスの使い方としては、 なかった指導を反省した5月 す。一人一人を大切にと言 いう一言が傷つけることもあ が、先日の不登校の親の会で つまでになっていたのです。 明日もおいでよ。」と 「一人」に対応して 励ましを与えるも すると、コンパス 鱗の思い やる気 ほ

って勤務することが、ひいては豊 かな教育を実現することになる も期待したいものです。 に違いありません。 他校の動きに

教員が精神的なゆとりをも

会でなく算数にな 声をかけたら、「社 支援学級のA君に 流学習に出かけた きたの?」 何 0 と、 をし

# がんばる県下各地の連帯組

# 労働条件を守る運動で前進

# 愛知地区教労の活動(3月号の再掲)

愛知地区教労は、豊明市・日進市・長久手町・東郷町の2市2町 を基盤とする組合で、特に労働条件を向上させる運動に力を入れて います。以下、今までの成果などを挙げていきます。

- ・中学校の教師をしたいという先生の希望をかなえさせるために県 教委へ交渉に行ったり、座り込みや宣伝活動を行なったりして希 望に添った人事異動を勝ち取り、その後の希望と納得の人事とい う原則を勝ち取った。
- ・中学校で教頭が10時間授業を担当するようになった。
- ・1日7時間勤務の市の嘱託職員が年休を5日しか取れなかったの を法に従って10日に変更させた。
- ・2泊3日の林間学校では15時間の割振りを獲得した。
- ・学力テストを行なわないよう各教委へ申し入れを行なった。

などです。また、地域の方々との連携を進めるために学習会も積 極的に行なっています。これまで学力テストや新学習指導要領など の問題点についての学習会を進めてきました。

現在は、各教育委員会と交渉を行ない、文科省が2005年4月 3日に出した始業・終業時刻を確認するという 通知を実行させるための話し合いをこの2月・ 3月に進めています。日進市とは、来年度労働 時間に関する何らかの調査を実施することを確 約させることができました。



# 知ってるってるつもり・Q&A

# 知教労の組合費は?

- Q 労働組合に加入するということは、組合費を納めることになる。 と思います。知教労の場合、どの程度の組合費なのでしょうか。
- ▲ 知教労への加入を前向きに考えてくださりありがとうござい。 ます。まず、知教労の基本的な組合費は、月額5000円です。 愛知県教員組合傘下の市町の組合に加入し、知教労にも加入 するという場合は、2500円になります。これは、複数の組合で 活動する人の経済的負担を軽減するためです。

納入の方法は所属する支部の会計担当者を通して月々納入 します。もちろん、数ヶ月分まとめて納入しても構いません。

さて、この大切な組合費の使途ですが、

- ・機関紙『知教労ニュース』などの通信費
- ・組合員がいろいろな会議に参加した場合の旅費
- ・愛労連(愛知県労働組合総連合)など、所属団体の負担金
- ・組合事務所の経費

などです。もちろん、定期大会の場において予算の承認決議 を経て執行されます。また、特定団体や特定政党への半強制 的なカンパ、選挙協力金などは、いっさいありません。

このコーナーでは、働く条件や私たちの福 利、厚生などのふとした疑問などに応えていま す。1面の知教労事務所まで、お気軽にメール で質問をお寄せください。



## いま一度振り返ろう! 労働運動の歴史と基本 第1回(6回連載)

生活格差の拡大、「勝ち組・負け組」などという言葉、派遣労働者等を物のように使い捨てる派遣切りなど、労働と雇用のありかたが大きな社会問 題になっています。私たち教員の場合も、過重な仕事の押しつけ、休職者の増加、賃金カットなど、さまざまな問題が山積しています。そこで、今回 からは、労働運動の歴史を振り返り、私たちが団結してたたかう意義をもう一度考えるシリーズを連載してみたいと思います。初回は、まず労働運動 の始まりについてです。

多くの方は中学校の歴史の授業で「18世紀にイギリスで産業革命が 始まった」という学習をした記憶があるでしょう。この時期、織機や紡績 機が改良され、その動力として蒸気機関が使われるようになりました。そ の結果、資本家が工場を経営し労働者を雇用して働かせて大きな利益 を追求する、資本主義の生産形態が生まれました。

資本家の究極の目的は、利潤の追求。すなわち、少しでも多くの利 益を上げることです。歴史の授業で中学生にその方策を考えさせると、

- ・労働者を安い給料(賃金)で、働かせる
- ・長い時間働かせる
- ・夜と昼交代で働かせて製品を作る
- 子どもを働かせる

などという意見が出ます。イギリスをはじめとする欧米の資本主義は、 まさに生徒が考るような労働条件のもとに発展しました。下の図は『イギ リスの都市生活史』という本に掲載されている炭坑で働く子ども達の様 子です。ロープで坑内に降ろされる様子が描かれています。自分たち の意思で地上に上がってくることを防ぐためでしょうか。

こうしたきびしい状況のなかで、労働者たちは賃金の引き上げやより よい労働環境を求めて行動を始めました。一人ひとりの力は弱いので、 労働者達は団結してたたかうようになります。この団結のための組織が 組織が労働組合です。次回はこの、初期の労働組合や運動の様子を 話したいと思います。